

平成30年第1回三鷹市議会定例会提出議案概要

番 号	件 名 及 び 内 容																		
1	<p>三鷹市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例</p> <p>1 コミュニティ・スクール委員会委員の報酬改定等 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、コミュニティ・スクール委員会を同法に基づく学校運営協議会として位置付けを一本化するため、学校運営協議会委員の規定を削るとともに、コミュニティ・スクール委員会委員の報酬月額を次のとおり改めることとした。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th><th>報酬月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校運営協議会委員</td><td>1,000 円</td></tr> <tr> <td>コミュニティ・スクール委員会委員</td><td>1,000 円</td></tr> </tbody> </table> <p>→</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th><th>報酬月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コミュニティ・スクール委員会委員</td><td>2,000 円</td></tr> </tbody> </table> <p>2 介護認定調査員の報酬改定 介護認定調査員の報酬について、報酬月額の上限を次のとおり改めることとした。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th><th>報酬月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護認定調査員</td><td>212,000 円以内</td></tr> </tbody> </table> <p>→</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th><th>報酬月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護認定調査員</td><td>225,000 円以内</td></tr> </tbody> </table> <p>3 報酬の不支給 月額の報酬を受ける行政委員会等の委員（教育委員会委員、選挙管理委員、農業委員会委員及び監査委員）が、疾病その他の事由により月の1日から末日までの間職務を行うことができなくなった場合は、その月分の報酬を支給しないこととした。</p> <p>4 施行期日 平成30年4月1日</p>	職 名	報酬月額	学校運営協議会委員	1,000 円	コミュニティ・スクール委員会委員	1,000 円	職 名	報酬月額	コミュニティ・スクール委員会委員	2,000 円	職 名	報酬月額	介護認定調査員	212,000 円以内	職 名	報酬月額	介護認定調査員	225,000 円以内
職 名	報酬月額																		
学校運営協議会委員	1,000 円																		
コミュニティ・スクール委員会委員	1,000 円																		
職 名	報酬月額																		
コミュニティ・スクール委員会委員	2,000 円																		
職 名	報酬月額																		
介護認定調査員	212,000 円以内																		
職 名	報酬月額																		
介護認定調査員	225,000 円以内																		

2	<p>三鷹市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例</p> <p>1 退職手当の基本額の支給率等の見直し 退職手当の基本額の支給率を東京都に準じ、次のとおり改めるとともに、最高支給率を43月とすることとした。</p> <table border="1" data-bbox="393 525 1346 1096"> <thead> <tr> <th colspan="2">現 行</th><th colspan="2">改正後</th></tr> <tr> <th>期 間</th><th>支給率（1年につき）</th><th>期 間</th><th>支給率（1年につき）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以上10年以下</td><td>100分の90</td><td>1年以上10年以下</td><td>100分の90</td></tr> <tr> <td>11年以上15年以下</td><td>100分の130</td><td>11年以上15年以下</td><td>100分の120</td></tr> <tr> <td rowspan="2">16年以上30年以下</td><td rowspan="2">100分の160</td><td>16年以上20年以下</td><td>100分の160</td></tr> <tr> <td>21年以上30年以下</td><td>100分の150</td></tr> <tr> <td>31年以上33年以下</td><td>100分の150</td><td>31年以上33年以下</td><td>100分の140</td></tr> <tr> <td>34年以上</td><td>100分の50</td><td>34年以上</td><td>100分の40</td></tr> </tbody> </table> <p>2 調整額に係る点数1点当たりの上限額の見直し 退職手当の調整額に係る点数1点当たりの上限額を東京都に準じ、次のとおり改めることとした。</p> <p>点数1点当たりの上限額 1,075円 → 1,100円</p> <p>3 施行期日 平成30年4月1日</p>	現 行		改正後		期 間	支給率（1年につき）	期 間	支給率（1年につき）	1年以上10年以下	100分の90	1年以上10年以下	100分の90	11年以上15年以下	100分の130	11年以上15年以下	100分の120	16年以上30年以下	100分の160	16年以上20年以下	100分の160	21年以上30年以下	100分の150	31年以上33年以下	100分の150	31年以上33年以下	100分の140	34年以上	100分の50	34年以上	100分の40
現 行		改正後																													
期 間	支給率（1年につき）	期 間	支給率（1年につき）																												
1年以上10年以下	100分の90	1年以上10年以下	100分の90																												
11年以上15年以下	100分の130	11年以上15年以下	100分の120																												
16年以上30年以下	100分の160	16年以上20年以下	100分の160																												
		21年以上30年以下	100分の150																												
31年以上33年以下	100分の150	31年以上33年以下	100分の140																												
34年以上	100分の50	34年以上	100分の40																												
3	<p>三鷹市手数料条例の一部を改正する条例</p> <p>1 都市緑地法等の改正による建築基準法の一部改正に伴う規定の整備 新たな用途地域として、「田園住居地域」（特定の農業用施設の建築ができる等農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護する地域をいう。13の条例も同じ。）が追加されたことに伴い、対象事務の規定を整備することとした。</p>																														

	<p>2 引用条項の改正及び用語の整理 建築基準法の一部改正に伴い、引用条項を改めるとともに、「建ぺい率」の用語を「建蔽率」に改めることとした。</p> <p>3 その他規定を整備することとした。</p> <p>4 施行期日 平成30年4月1日</p>				
4	<p>三鷹市山本有三記念館条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 年間パスポート料の新設</p> <table border="1" data-bbox="414 848 1346 961"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間パスポート料</td><td>1,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 年間パスポート料を納入した者には、年間パスポート（交付を受けた日から起算して1年を経過する日までの間において、三鷹市山本有三記念館に入館することができる券をいう。）を交付する。</p> <p>2 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 平成30年4月1日。ただし、2(2)は公布の日</p> <p>(2) 準備行為 年間パスポートの交付に係る手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うこととした。</p>	区分	金額	年間パスポート料	1,000円
区分	金額				
年間パスポート料	1,000円				
5	<p>三鷹市立児童遊園条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 児童遊園の新設</p> <table border="1" data-bbox="414 1736 1346 1848"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>所在地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下連雀さんりつ児童遊園</td><td>三鷹市下連雀八丁目3番1号</td></tr> </tbody> </table> <p>2 施行期日 平成30年5月1日</p>	名称	所在地	下連雀さんりつ児童遊園	三鷹市下連雀八丁目3番1号
名称	所在地				
下連雀さんりつ児童遊園	三鷹市下連雀八丁目3番1号				

6	<p>三鷹市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 保険料を徴収すべき被保険者の追加 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、保険料を徴収すべき被保険者に、後期高齢者医療制度に加入の際、国民健康保険制度の「住所地特例」（特定の施設に入所し住所が移った被保険者について、引き続き前住所地の被保険者となる特例をいう。）を受けていた者を加えることとした。</p> <p>2 その他規定を整備することとした。</p> <p>3 施行期日 平成30年4月1日</p>				
7	<p>三鷹市高齢者センター条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 高齢者センターの廃止</p> <table border="1" data-bbox="409 1096 1341 1192"> <thead> <tr> <th data-bbox="409 1096 928 1140">名 称</th><th data-bbox="928 1096 1341 1140">位 置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="409 1140 928 1192">三鷹市高齢者センターどんぐり山</td><td data-bbox="928 1140 1341 1192">三鷹市大沢四丁目8番8号</td></tr> </tbody> </table> <p>2 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 平成31年4月1日</p> <p>(2) 経過措置 この条例による改正前の三鷹市高齢者センター条例の規定により利用した者に係る三鷹市高齢者センターどんぐり山の利用料については、なお従前の例によることとした。</p>	名 称	位 置	三鷹市高齢者センターどんぐり山	三鷹市大沢四丁目8番8号
名 称	位 置				
三鷹市高齢者センターどんぐり山	三鷹市大沢四丁目8番8号				
8	<p>三鷹市立特別養護老人ホーム条例を廃止する等の条例</p> <hr/> <p>1 条例の廃止 特別養護老人ホームどんぐり山を廃止することに伴い、三鷹市立特別養護老人ホーム条例を廃止することとした。</p> <p>2 特別養護老人ホームどんぐり山の管理方式の変更 特別養護老人ホームどんぐり山の管理について、指定管理者制度から市の直営に変更するため、規定を整備することとした。</p>				

	<p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 平成32年4月1日。ただし、2は平成31年4月1日</p> <p>(2) 三鷹市立特別養護老人ホーム条例の廃止に伴う経過措置 1の規定による廃止前の三鷹市立特別養護老人ホーム条例の規定により利用した者に係る利用料については、なお従前の例によることとした。</p> <p>(3) 三鷹市介護サービス事業特別会計条例の一部改正 三鷹市立特別養護老人ホーム条例の廃止に伴い、規定を整備するとともに、経過措置を設けることとした。</p>
9	<p>所得税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例</p> <hr/> <p>1 用語の整理 所得税法の一部改正に伴い、次の条例について、「控除対象配偶者」の用語を「同一生計配偶者」に改めることとした。</p> <p>(1) 三鷹市児童育成手当条例 (2) 三鷹市心身障がい者福祉手当条例 (3) 三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 (4) 三鷹市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>
10	<p>三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 国民健康保険税の見直し (1) 課税限度額の引上げ 次のとおり課税限度額を4万円引き上げ、課税限度額の総額を89万円とすることとした。</p> <p>ア 基礎課税分（医療分） 52万円→54万円 イ 後期高齢者支援金等課税分 17万円→19万円</p>

	<p>(2) 所得割額の算定割合の引上げ</p> <p>次のとおり所得割額の算定割合を 100 分の 0.3 引き上げ、所得割額の算定割合の合計を 100 分の 8.0 とすることとした。</p> <p>ア 基礎課税分（医療分） 100分の4.7→100分の4.8 イ 後期高齢者支援金等課税分 100分の1.6→100分の1.8</p> <p>(3) 均等割額の引上げ</p> <p>次のとおり均等割額を2,400円引き上げ、均等割額の総額を4万8,400円とすることとした。</p> <p>ア 基礎課税分（医療分） 2万5,000円→2万5,900円 イ 後期高齢者支援金等課税分 8,500円→1万円</p> <p>(4) 保険税の減額</p> <p>低所得者世帯に対する保険税（均等割額）の軽減について、「5割減額」の所得基準額については、基礎控除額33万円に加える額を被保険者等1人につき27万円から27万5,000円に、「2割減額」の所得基準額については、同じく49万円から50万円に引き上げることとした。</p> <p>2 国民健康保険の都道府県単位化に伴う規定整備 国民健康保険の都道府県単位化に伴い、規定を整備することとした。</p> <p>3 施行期日 平成30年4月1日。ただし、1(4)は規則で定める日</p>
--	---

11	三鷹市介護福祉条例の一部を改正する条例					
<hr/>						
1 第1号被保険者の保険料に係る所得段階の変更及び額の改定						
旧(平成27年度～平成29年度)		新(平成30年度～平成32年度)				
所得段階	区分	所得段階	区分			
1 第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・市民税世帯非課税の老人福祉年金受給者 ・市民税世帯非課税で本人の年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の者 <p>28,800円</p>	1 第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・市民税世帯非課税の老人福祉年金受給者 ・市民税世帯非課税で本人の年金収入額及びその他の合計所得金額等(※)の合計額が80万円以下の者 <p>28,800円</p>			

	2	第2段階	市民税世帯非課税で本人の年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の者 43,200円		2	第2段階	市民税世帯非課税で本人の年金収入額及びその他の合計所得金額等の合計額が80万円超120万円以下の者 44,400円
	3	第3段階	市民税世帯非課税で本人の年金収入額及び合計所得金額の合計額が120万円超の者 45,600円		3	第3段階	市民税世帯非課税で本人の年金収入額及びその他の合計所得金額等の合計額が120万円超の者 46,800円
	4	第4段階	市民税本人非課税で世帯に市民税課税者がいる場合で、本人の年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の者 58,800円		4	第4段階	市民税本人非課税で世帯に市民税課税者がいる場合で、本人の年金収入額及びその他の合計所得金額等の合計額が80万円以下の者 60,000円
	5	第5段階	市民税本人非課税で世帯に市民税課税者がいる場合で、本人の年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円超の者 66,000円		5	第5段階	市民税本人非課税で世帯に市民税課税者がいる場合で、本人の年金収入額及びその他の合計所得金額等の合計額が80万円超の者 69,000円
	6	第6段階	市民税本人課税で合計所得金額が120万円未満の者 74,400円		6	第6段階	市民税本人課税で合計所得金額等(※)が120万円未満の者 77,400円
	7	第7段階	市民税本人課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の者 82,800円		7	第7段階	市民税本人課税で合計所得金額等が120万円以上200万円未満の者 86,400円

8	第8段階	市民税本人課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の者 92,400円	8	第8段階	市民税本人課税で合計所得金額等が200万円以上300万円未満の者 97,200円
9	第9段階	市民税本人課税で合計所得金額が290万円以上400万円未満の者 96,000円	9	第9段階	市民税本人課税で合計所得金額等が300万円以上400万円未満の者 103,200円
10	第10段階	市民税本人課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の者 105,600円	10	第10段階	市民税本人課税で合計所得金額等が400万円以上600万円未満の者 114,000円
11	第11段階	市民税本人課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満の者 116,400円	11	第11段階	市民税本人課税で合計所得金額等が600万円以上800万円未満の者 126,000円
12	第12段階	市民税本人課税で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の者 123,600円	12	第12段階	市民税本人課税で合計所得金額等が800万円以上1,000万円未満の者 134,400円
13	第13段階	市民税本人課税で合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の者 132,000円	13	第13段階	市民税本人課税で合計所得金額等が1,000万円以上1,500万円未満の者 144,000円
14	第14段階	市民税本人課税で合計所得金額が1,500万円以上の者 140,400円	14	第14段階	市民税本人課税で合計所得金額等が1,500万円以上2,000万円未満の者 156,000円
			15	第15段階	市民税本人課税で合計所得金額等が2,000万円以上の者 159,600円

※ 「その他の合計所得金額等」…「合計所得金額等（合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額）」から公的年金等に係る雑所得を控除した額

2 保険料軽減措置の継続
第1段階に該当する者の平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料の額は、1の規定にかかわらず、27,600円とすることとした。

	<p>3 施行期日 平成30年4月1日</p>
12	<p>三鷹市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 厚生労働省令の一部改正による指定地域密着型サービス事業者の指定に関する申請者の追加 指定地域密着型サービス事業者の指定に関する申請者について、看護小規模多機能型居宅介護の指定の申請に限り、病床を有する診療所を開設している者を加えることとした。</p> <p>2 介護保険法の一部改正による指定居宅介護支援事業所の指定権限等の移譲に伴う規定整備</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業者の指定に関する申請者は、法人とすることとした。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援等の事業の基準は、規則で定めるものほか厚生労働省令で定める基準によることとした。</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 平成30年4月1日。ただし、1は規則で定める日</p> <p>(2) 省令改正への対応 2(2)の規定において引用する関係省令の規定が改正されたときは、速やかに、この規定の改正の要否を検討し、必要に応じて、市の実情に応じた基準の策定に取り組むものとすることとした。</p>
13	<p>三鷹市まちづくり条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 都市緑地法等の改正による都市計画法の一部改正に伴う規定の整備 新たな用途地域として、「田園住居地域」が追加されたことに伴い、開発事業の規定を整備することとした。</p> <p>2 施行期日 平成30年4月1日</p>

14	<p>三鷹市都市公園条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 趣旨 都市公園法施行令の一部改正に伴い、条例委任された事項について、基準を定めることとした。</p> <p>2 運動施設の敷地面積の割合 都市公園における運動施設の敷地面積の割合は、政令で定める基準によることとした。</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日 公布の日 (2) 政令改正への対応 2の規定において引用する関係政令の規定が改正されたときは、速やかに、この規定の改正の要否を検討し、必要に応じて、市の実情に応じた基準の策定に取り組むものとすることとした。</p>
15	<p>建築基準法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例</p> <hr/> <p>1 都市緑地法等の改正による建築基準法の一部改正に伴う規定の整備 (1) 三鷹市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について、「建ぺい率」の用語を「建蔽率」に改めることとした。 (2) 次の条例について、引用条項を改めることとした。 ア 三鷹市特別商業活性化地区内における建築制限に関する条例 イ 三鷹市特別都市型産業等育成地区内における建築制限に関する条例 ウ 三鷹市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 エ 三鷹市特別住工共生地区内における建築制限の緩和等に関する条例</p> <p>2 その他規定を整備することとした。</p> <p>3 施行期日 平成30年4月1日</p>

16	<p>東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について</p> <p>1 保険料軽減のための負担金制度の継続 保険料の軽減措置を引き続き実施するため、平成30年度及び平成31年度の2年間の時限措置として、審査支払手数料相当額、財政安定化基金拠出金相当額、保険料未収金補填分相当額、保険料所得割額減額分相当額及び葬祭費相当額を市区町村が負担することとした。</p> <p>2 施行期日 平成30年4月1日</p>
17	平成29年度三鷹市一般会計補正予算（第5号）
18	平成29年度三鷹市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
19	平成30年度三鷹市一般会計予算
20	平成30年度三鷹市国民健康保険事業特別会計予算
21	平成30年度三鷹市下水道事業特別会計予算
22	平成30年度三鷹市介護サービス事業特別会計予算
23	平成30年度三鷹市介護保険事業特別会計予算
24	平成30年度三鷹市後期高齢者医療特別会計予算

○ 特記事項

- (1) 三鷹市民センター立体駐車場整備工事請負契約の締結について
- (2) 教育委員会委員の任命について
- (3) 監査委員の選任について
- (4) 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- (5) 三鷹市市税条例の一部を改正する条例